

岩手県立磐井病院・南光病院テナント事業者公募に係る照会への回答等について

岩手県立磐井病院長 加藤 博孝

岩手県立南光病院長 土屋 輝夫

本書は、医療局不動産管理規程に基づく不動産使用許可によるテナント事業者を選考するにあたって、応募予定者の公平性や選考の透明性を高め、同一条件下で営業計画書を策定していただくため、先に開催の説明会で「岩手県立磐井病院・南光病院テナント営業募集要項」等資料に関して質問のあった事項、現地説明の際質問された事項及び説明会終了後に寄せられた照会事項に対して、現時点において可能な限り回答するものである。併せて、説明会で補足説明した事項等についても明示するものである。

したがって、今回のテナント事業者公募に関して、営業計画書を作成することと直接関係しない照会等に対しては回答しないものであること。また、本書に記載した内容によりテナント事業者として決定した後の営業環境等を担保するものではないことをご承知願います。

【テナント説明会での質疑応答について】 — 当日回答したことに加え、補足等をしております

1 問、 提出する様式については、ホームページに Word 型式等の書き込み可能なファイルで掲示してありますか。

答、 応募に関する提出書類で、様式1、様式2-2及び2-4、様式3について、Word 型式にて掲示しております。
また、質問書についても Word 型式にて掲示しております。

2 問、 様式2の出店及び営業計画書について、Word で入力していった際に行数が増え、病院で指定してある様式2の2ページを超えてしまった場合、2ページを超えたまま提出してもよろしいですか。

答、 様式2については、病院の指定している様式を崩さず、2ページ以内として提出してください。
また、記入欄が不足する場合については、募集要項の5の(3)に記載してあるとおり、任意の様式(用紙はA4サイズの無地の用紙のみとし、片面1枚とみなし、上限を2枚とする)を追加提出しても構いません。

3 問、 (テレビ付床頭台) 病棟と化学療法室への設置ということですが、同じものを設置するのでしょうか。

答、 病院としては、同じものを設置する予定として仕様書を作成しております。

4 問、 (テレビ付床頭台) ラジオの無料放送の受信チャンネルについて、一関市であれば岩手、宮城の両方のチャンネルが受信できると思われませんが、受信するチャンネルの指定はありますか。

答、 事業者決定後に、受信可能チャンネルを示していただき、病院との協議のうえ決定することとします。

【テナント説明会後の照会事項について】

5 問、 (テレビ付床頭台) 平成26年度の不動産使用料を教えてください。

答、 不動産使用料の金額は許可する面積で計算します。単価が年度により変更となるので正確な金額を示すことはできませんが、今年度の単価および面積により計算した場合、テレビ付床頭台営業の年額は約94万円となります。不動産使用料は月割りで納付していただきます。

この他に、電気料金について、使用面積により按分した金額を負担していただきます。

電気料金の計算は次のとおり行いますので、参考にしてください。

計算式) 病院使用電気料金 ÷ 病院面積 × テナント事業者使用面積 = 1ヵ月の使用料金

電気料金については電力会社の燃料調整費等により、単価が変動します。

今年度の電気料金は約17.2円/kWh、1㎡あたりの使用料金は約176円で推移しております。